



「共謀罪」

パート2

6

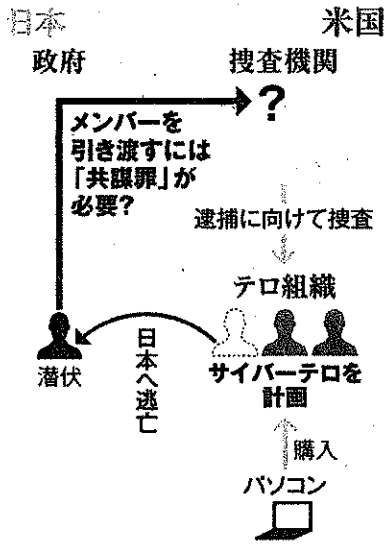
身柄引き渡しに必須な法律なの？

米国を拠点とする国際テロ組織がサイバーテロを計画し、ニューヨークでパソコンを購入した。米国の警察当局は逮捕に向けて動いたが、中心メンバーの男は出国し、日本に潜伏していることがわかった。日本政府もこの男が国内にいることを確認した。

こうした場合、米国の要請に基づいて日本政府が男の身柄を確保し、引き渡すことが検討される。だが、現状ではこのケースで身柄を引き渡すことはできない。引き渡しの対象となるのは、「双方の国に処罰する法律がある罪」に限られるためだ。

政府関係者の説明では、日本ではサイバー攻撃は電子計算機損壊等業務妨害罪などの適用が想定される。だが、パソコンを買っただけでは未遂罪の適用は難しい。仮にウィルスの開発を始めていたとしても、日本の法律ではウィルスが完成しなければ処罰できない。

身柄引き渡しが増える？



だが、政府が国会に提出した法案が成立し、テロの計画段階で処罰できるようになれば、身柄の引き渡しがいやしくなるといふ。

一方、日本が逃亡した犯罪者の引き渡しに関する条約を結んでいるのは、米韓の2カ国のみ。国際組織犯罪防止条約(TOC条約)

を締結できれば、こうした状況が大きく変わると政府は説明する。現在の条約の締結国は187カ国・地域。日本が条約に加盟すれば、このうち約30カ国との間で身柄を引き渡せるようになる。日弁連で共謀罪法案対策本部の事務局長を務める山下幸夫弁護士は、国連が各国向けに示した「立法ガイド」に着目。「ガイドを眺むと、条約の一字一句を厳密にあてはめることは求められていない」と語る。

罰する法律を設けるよう求められている。政府はそのために今回の法案成立が必要だと説明する。これに対し、民進党や日本弁護士連合会は、TOC条約の締結のために新たな立法は必要ないと主張する。日弁連で共謀罪法案対策本部の事務局長を務める山下幸夫弁護士は、国連が各国向けに示した「立法ガイド」に着目。「ガイドを眺むと、条約の一字一句を厳密にあてはめることは求められていない」と語る。

現行の法律でも、爆発物取締罰則など犯行に向けて話し合ったことを罰する「共謀罪」が規定されている罪が13、現住建造物等放火など「予備罪」を持つ罪が37ある。また、通貨偽造等準備など「準備罪」が8、内乱罪など国の存立に関わるような八つの罪については「陰謀罪」もある。条約締結のために新たに共謀罪を設けた国は、外務省が把握している範囲では、ノルウェーとブルガリアの2カ国だけだといふ。(久保田一暎)